

【給与支払報告書(総括表)の書き方】

給与支払報告書(総括表)														
川根本町長 殿 令和8年1月16日提出														
給与の支払期間	令和7年1月分から12月分まで													
② 年支払者的人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	個人番号は右端で記載してください。
フリガナ	カワネホン カブシキガイシャ											事業種目	製造	
給与支払者の氏名又は名称	川根本 株式会社											③ 受給者総人員	20人	
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	同上											④ 特別徴収対象者	5人	
フリガナ	シズオカケンハイバラゲンカワネホンショウカミナガオ12345											報告人員	1人	
同上の所在地	〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾12345											普通徴収対象者(退職者)	2人	
給与支払者が法人である場合は代表者の氏名	川根本 一郎											報告人員の合計	8人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	経理課 給与係 氏名 川根本 花子 (電話 0547-12-3456)											所轄課名	島田 税務署	
連絡者の氏名	年支払方法及びその期日											月払	20日	
連絡者の氏名	請入書の送付											要・不要		

① 川根本町の指定番号を記載してください。

② 給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。

③ 令和8年1月1日現在において給与の支払いをする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。

※記載がない場合、普通徴収が認められない場合があります。

④ 「特別徴収対象者」「普通徴収対象者(退職者)」「普通徴収対象者(退職者を除く)」「報告人員の合計」の人数を記載してください。

特別徴収…従業員の毎月の給与から住民税を引き去って事業所が納入する方法

普通徴収…個人で住民税を納付する方法(退職者など特別徴収できない人)

※普通徴収とする場合は、普通徴収の仕切紙(4ページ参照)を必ず添付してください。

※給与支払報告書を「特別徴収」とした従業員が、提出後に退職等により特別徴収することができなくなったときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を4月7日(火)までに必ず提出してください。

特別徴収について

所得税の源泉徴収義務のある事業所は、従業員の住民税を給与引き去りして納入することが法令で義務付けられています。

給料日の間隔が一月を超える、給与から住民税額が引ききれない等の特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。

※静岡県及び県内全市町において、地方税法の規定に基づき特別徴収義務者の指定を徹底しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

【給与支払報告書（個人別明細書）の書き方】

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は 居 所	<p>① 静岡県川根本町上長尾627</p> <p>(受給者番号) 0123 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名)</p> <p>② 川根本 太郎</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th colspan="3">支 払 金 額</th> <th colspan="3">給 与 所 得 捨 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)</th> <th colspan="3">所得控除の額の合計額</th> <th colspan="3">源 泉 徴 収 税 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 給与・賞与</td> <td>内</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>内</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ (源泉)控除対象配偶者の有無等</td> <td>配偶者(特別)</td> <td colspan="10">控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)</td> <td>16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)</td> <td colspan="2">障害者の数 (本人を除く。)</td> <td colspan="2">非居住者である親族の数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有</td> <td>老人</td> <td>控除の額</td> <td>特 定</td> <td>老 人</td> <td>そ の 他</td> <td>特 親</td> <td>特 別</td> <td>そ の 他</td> <td>内</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有</td> <td>有</td> <td>3 8 0 0 0 0</td> <td>1</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>人</td> <td>従人</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>内</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤</td> <td colspan="2">特定親族特別控除の額</td> <td colspan="3">社会保険料等の金額</td> <td colspan="3">生命保険料の控除額</td> <td colspan="3">地震保険料の控除額</td> <td colspan="3">住宅借入金等特別控除の額</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥</td> <td colspan="2"></td> <td>千</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤</td> <td colspan="2">(1) 川根本花子 (同配) (2) 川根本一郎 (非居住者) (3) 川根本春子 (年少)</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤</td> <td colspan="2">生命保険料の内訳</td> <td>新生命保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>旧生命保険料の金額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>介護医療保険料の金額</td> <td>90,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤</td> <td colspan="2">住宅借入金等特別控除適用区分</td> <td>住宅借入金等特別控除適用区分</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>登住開始年月日 (1回目)</td> <td>24</td> <td>年</td> <td>1</td> <td>月</td> <td>10</td> <td>日</td> <td>登住借入金等特別控除区分(1回目)</td> <td>件</td> <td>登住借入金等年末残高(1回目)</td> <td>11,500,000</td> <td>円</td> <td>登住借入金等特別控除区分(2回目)</td> <td>件(特)</td> <td>登住借入金等年末残高(2回目)</td> <td>9,000,000</td> <td>円</td> <td>登住借入金等特別控除区分(3回目)</td> <td>件(特)</td> <td>登住借入金等年末残高(3回目)</td> <td>9,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤</td> <td colspan="2">(源泉)特別控除対象配偶者</td> <td>カワネホン タロウ</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>国民年金保険料等の金額</td> <td>176,460</td> <td>円</td> <td>旧長期損害保険料の金額</td> <td>19,600</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">控除対象扶養親族等</td> <td>川根本 花子</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">1</td> <td>カワネホン タロウ</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">2</td> <td>カワネホン ジロウ</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">3</td> <td>川根本 二郎</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">4</td> <td>川根本 春子</td> <td>区分</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>歳未満の扶養親族</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>基礎控除の額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>所得金額調整控除額</td> <td>100,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> <td>新規入年金保険料の金額</td> <td>360,000</td> <td>円</td> <td>旧規入年金保険料の金額</td> <td>180,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">5</td> <td>中途就・退職</td> <td colspan="12">受給者生年月日</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④</td> <td colspan="2">8</td> <td>昭和</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>1</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支 払 者</td> <td colspan="2">個人番号又は法人番号</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td colspan="12">(右詰で記載してください。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支 払 者</td> <td colspan="2">住所(居所)又は所在地</td> <td colspan="12">静岡県榛原郡川根本町上長尾12345</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支 払 者</td> <td colspan="2">氏名又は名称</td> <td colspan="12">川根本町 株式会社</td> <td colspan="12">(電話) 0547-12-3456</td> </tr> <tr> <td colspan="2">支 払 者</td> <td colspan="2">郵便番号</td> <td colspan="12"></td> <td colspan="12"></td> </tr> </table>												種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 捨 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額			③ 給与・賞与		内	5	0	7	6	0	0	0	3	6	2	0	8	0	0	3	2	2	8	8	0	0	内	5	0	7	6	0	0	④ (源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		有		老人	控除の額	特 定	老 人	そ の 他	特 親	特 別	そ の 他	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	有		有	3 8 0 0 0 0	1	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	⑤		特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額															⑥				千	9	8	8	8	0	0	1	2	0	0	0	5	0	0	0	0	1	9	6	0	0	0	0	0	0	⑤		(1) 川根本花子 (同配) (2) 川根本一郎 (非居住者) (3) 川根本春子 (年少)																										⑤		生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	180,000	円	旧生命保険料の金額	100,000	円	介護医療保険料の金額	90,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	⑤		住宅借入金等特別控除適用区分		住宅借入金等特別控除適用区分	2	1	登住開始年月日 (1回目)	24	年	1	月	10	日	登住借入金等特別控除区分(1回目)	件	登住借入金等年末残高(1回目)	11,500,000	円	登住借入金等特別控除区分(2回目)	件(特)	登住借入金等年末残高(2回目)	9,000,000	円	登住借入金等特別控除区分(3回目)	件(特)	登住借入金等年末残高(3回目)	9,000,000	円	⑤		(源泉)特別控除対象配偶者		カワネホン タロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	国民年金保険料等の金額	176,460	円	旧長期損害保険料の金額	19,600	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		控除対象扶養親族等		川根本 花子	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		1		カワネホン タロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		2		カワネホン ジロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		3		川根本 二郎	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		4		川根本 春子	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	④		5		中途就・退職	受給者生年月日																								④		6		7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	④		7		7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	④		8		昭和	38	1	1																									支 払 者		個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載してください。)												支 払 者		住所(居所)又は所在地		静岡県榛原郡川根本町上長尾12345																								支 払 者		氏名又は名称		川根本町 株式会社												(電話) 0547-12-3456												支 払 者		郵便番号																									
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 捨 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
③ 給与・賞与		内	5	0	7	6	0	0	0	3	6	2	0	8	0	0	3	2	2	8	8	0	0	内	5	0	7	6	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
④ (源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
有		老人	控除の額	特 定	老 人	そ の 他	特 親	特 別	そ の 他	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
有		有	3 8 0 0 0 0	1	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	人	従人	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
⑤		特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑥				千	9	8	8	8	0	0	1	2	0	0	0	5	0	0	0	0	1	9	6	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
⑤		(1) 川根本花子 (同配) (2) 川根本一郎 (非居住者) (3) 川根本春子 (年少)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
⑤		生命保険料の内訳		新生命保険料の金額	180,000	円	旧生命保険料の金額	100,000	円	介護医療保険料の金額	90,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
⑤		住宅借入金等特別控除適用区分		住宅借入金等特別控除適用区分	2	1	登住開始年月日 (1回目)	24	年	1	月	10	日	登住借入金等特別控除区分(1回目)	件	登住借入金等年末残高(1回目)	11,500,000	円	登住借入金等特別控除区分(2回目)	件(特)	登住借入金等年末残高(2回目)	9,000,000	円	登住借入金等特別控除区分(3回目)	件(特)	登住借入金等年末残高(3回目)	9,000,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
⑤		(源泉)特別控除対象配偶者		カワネホン タロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	国民年金保険料等の金額	176,460	円	旧長期損害保険料の金額	19,600	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		控除対象扶養親族等		川根本 花子	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		1		カワネホン タロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		2		カワネホン ジロウ	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		3		川根本 二郎	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		4		川根本 春子	区分	○	1	6	歳未満の扶養親族	100,000	円	基礎控除の額	100,000	円	所得金額調整控除額	100,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円	新規入年金保険料の金額	360,000	円	旧規入年金保険料の金額	180,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
④		5		中途就・退職	受給者生年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
④		6		7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
④		7		7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
④		8		昭和	38	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
支 払 者		個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載してください。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
支 払 者		住所(居所)又は所在地		静岡県榛原郡川根本町上長尾12345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
支 払 者		氏名又は名称		川根本町 株式会社												(電話) 0547-12-3456																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
支 払 者		郵便番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

支払者・受給者又は受給者の扶養親族等の氏名、若しくは名称を記載する各欄について、個人番号又は法人番号を記載してください。

- 令和8年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所を記載してください。
- 必ずフリガナを記載し、通称等ではなく住民票上の氏名を記載してください。
- 専従者給与に該当する場合は、「専従者給与」又は、「専給」と記載してください。
- 扶養親族がいる場合は、人数等、氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。
また、配偶者控除又は配偶者特別控除に該当する場合は、配偶者の合計所得金額を記載してください。
19歳以上23歳未満大学生年代の子等の給与所得が58万円超123万円以下の場合は特定親族特別控除に控除金額を記載してください。
なお、扶養親族が非居住者である場合には、「区分」欄に○を付し、「非居住者である親族の数」欄に人数を記載してください。
- 各控除額及びその内訳を記載してください。
「住宅借入金等特別控除区分」欄については、特別特定取得に該当する場合は「(特特)」と、特定取得に該当する場合は「(特)」と併記してください。
- 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する場合は、「配偶者の氏名（同配）」と記載してください。
 - 所得金額調整控除の適用がある場合で、要件に該当する扶養親族の氏名が④に記載されていないときは、「扶養親族の氏名（調整）と記載してください。
 - 前職分の給与等を含む場合は、前職分の支払者、退職日、給与等の金額、源泉徴収税額及び社会保険料の金額を記載してください。
 - 租税条約の適用を受ける場合は、該当条項を記載するとともに、租税条約に関する届出書の写しを3月15日までに提出してください。
 - 普通徴収とする場合は、該当する切替理由の略号（普A～普F）を記載してください。
- 退職（予定）の場合は、「退職」欄に○を付し、退職（予定）日を記載してください。
- 受給者の生年月日を必ず記載してください。

【普通徴収の仕切紙の書き方】

普通徴収とする方がいる場合は、必ず「普通徴収 仕切紙」と「給与支払報告書」の「摘要」欄に必要事項を記載し、提出してください。

昨年から引き続き普通徴収とする場合でも、仕切紙と摘要欄への記載は必須となります。記載がない場合は、確認のため連絡させていただきますのでご了承ください。※静岡県及び県内全市町において、地方税法の規定に基づき特別徴収義務者の指定を徹底しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

表面

普通徴収 仕切紙

(個人住民税の普通徴収への切替理由書)

川根本町 区・町・村長 あて
指定番号 9999999 事業所名 川根本 株式会社

ここに記載

普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は、以下のとおりです。

略号	切替理由(以下6項目以外の理由は不可)	人数
普A	総受給者数(普B～普Fを除いた合計)が2人以下	人
普B	他の事業所で特別徴収される者(例:乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引ききれない	2人
普D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主の場合のみ該当)	人
普F	退職者・退職予定者(5月末日まで)	1人
普通徴収合計人数		3人

留意点

- この仕切紙は、普通徴収対象者(特別徴収できない方)の給与支払報告書(個人別明細書)の上に付けてください。(裏面「提出時の仕分け方」参照)
特別徴収のみの場合は不要です。
- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に略号(普A、普B等)を必ず記入してください。(裏面「摘要欄記載例」参照)
ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は、所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。
記入がない場合、特別徴収として取り扱いますので御了承ください。
- 総括表の普通徴収対象者の人数とこの仕切紙の人数が一致することを必ず確認してください。
- 普A～普Fの6項目以外の切替理由は認められません。
- 同一の項目が記入されていれば、任意の様式でも構いません。

裏面

<提出時の仕分け方>

※ホチキス止めはせず、クリップ、輪ゴム等でまとめてください。

<摘要欄記載例>

(摘要)

普F	
2人未満の場合は内訳の記載	2人以上未満の場合は内訳の記載
該当する略号を必ず記入してください。	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100
101	102
103	104
105	106
107	108
109	110
111	112
113	114
115	116
117	118
119	120
121	122
123	124
125	126
127	128
129	130
131	132
133	134
135	136
137	138
139	140
141	142
143	144
145	146
147	148
149	150
151	152
153	154
155	156
157	158
159	160
161	162
163	164
165	166
167	168
169	170
171	172
173	174
175	176
177	178
179	180
181	182
183	184
185	186
187	188
189	190
191	192
193	194
195	196
197	198
199	200
201	202
203	204
205	206
207	208
209	210
211	212
213	214
215	216
217	218
219	220
221	222
223	224
225	226
227	228
229	230
231	232
233	234
235	236
237	238
239	240
241	242
243	244
245	246
247	248
249	250
251	252
253	254
255	256
257	258
259	260
261	262
263	264
265	266
267	268
269	270
271	272
273	274
275	276
277	278
279	280
281	282
283	284
285	286
287	288
289	290
291	292
293	294
295	296
297	298
299	300
301	302
303	304
305	306
307	308
309	310
311	312
313	314
315	316
317	318
319	320
321	322
323	324
325	326
327	328
329	330
331	332
333	334
335	336
337	338
339	340
341	342
343	344
345	346
347	348
349	350
351	352
353	354
355	356
357	358
359	360
361	362
363	364
365	366
367	368
369	370
371	372
373	374
375	376
377	378
379	380
381	382
383	384
385	386
387	388
389	390
391	392
393	394
395	396
397	398
399	400
401	402
403	404
405	406
407	408
409	410
411	412
413	414
415	416
417	418
419	420
421	422
423	424
425	426
427	428
429	430
431	432
433	434
435	436
437	438
439	440
441	442
443	444
445	446
447	448
449	450
451	452
453	454
455	456
457	458
459	460
461	462
463	464
465	466
467	468
469	470
471	472
473	474
475	476
477	478
479	480
481	482
483	484
485	486
487	488
489	490
491	492
493	494
495	496
497	498
499	500
501	502
503	504
505	506
507	508
509	510
511	512
513	514
515	516
517	518
519	520
521	522
523	524
525	526
527	528
529	530
531	532
533	534
535	536
537	538
539	540
541	542
543	544
545	546
547	548
549	550
551	552
553	554
555	556
557	558
559	560
561	562
563	564
565	566
567	568
569	570
571	572
573	574
575	576
577	578
579	580
581	582
583	584
585	586
587	588
589	590
591	592
593	594
595	596
597	598
599	600
601	602
603	604
605	606
607	608
609	610
611	612
613	614
615	616
617	618
619	620
621	622
623	624
625	626
627	628
629	630
631	632
633	634
635	636
637	638
639	640
641	642
643	644
645	646
647	648
649	650
651	652
653	654
655	656
657	658
659	660
661	662
663	664
665	666
667	668
669	670
671	672
673	674
675	676
677	678
679	680
681	682
683	684
685	686
687	688
689	690
691	692
693	694
695	696
697	698
699	700
701	702
703	704
705	706
707	708
709	710
711	712
713	714
715	716
717	718
719	720
721	722
723	724
725	726
727	728
729	730
731	732
733	734
735	736
737	738
739	740
741	742
743	744
745	746
747	748
749	750
751	752
753	754
755	756
757	758
759	760
761	762
763	764
765	766
767	768
769	770
771	772
773	774
775	776
777	778
779	780
781	782
783	784
785	786
787	788
789	790
791	792
793	794
795	796
797	798
799	800
801	802
803	804
805	806
807	808
809	810
811	812
813	814
815	816
817	818
819	820
821	822
823	824
825	826
827	828
829	830
831	832
833	834
835	836
837	838
839	840
841	842
843	844
845	846
847	848
849	850
851	852
853	854
855	856
857	858
859	860
861	862
863	864
865	866
867	868
869	870
871	872
873	874
875	876
877	878
879	880
881	882
883	884
885	886
887	888
889	890
891	892
893	894
895	896
897	898
899	900
901	902
903	904
905	906
907	908
909	910
911	912
913	914
915	916
917	918
919	920
921	922
923	924
925	926
927	928
929	930
931	932
933	934
935	936
937	938
939	940
941	942
943	944
945	946
947	948
949	950
951	